

2025年12月25日

お客さま各位

株式会社 NTT ファシリティーズ

経済産業省 資源エネルギー庁「電気・ガス料金負担軽減支援事業」による電気料金の値引きについて

小売電気事業者（株式会社エネット、以下「エネット」といいます）及び弊社は、経済産業省 資源エネルギー庁の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」（以下、本事業）による電気料金の値引きを、以下のとおり実施いたしますので、ご案内申し上げます。なお、本件に関して、お客さまご自身でのお手続きや弊社へのお申込みは必要ありません。

記

1 本事業について

本事業は、国から小売事業者等への値引き原資の補助により、電気・都市ガスの使用量に応じた料金の値引きを行い、家庭・企業などを直接的に支援するものです。

2 対象

低圧・高圧の電気をご契約中のお客さま

※特別高圧の電気をご契約中のお客さまは対象外

3 適用期間

2026年2月分（2026年2月燃料費等調整単価適用分）から2026年4月分（2026年4月燃料費等調整単価適用分）まで

4 値引き単価（特別措置単価）

電圧	値引き単価（特別措置単価）（10%税込）	
	2026年2月、3月分	2026年4月分
低圧	4.50 円/kWh	1.50 円/kWh
高圧	2.30 円/kWh	0.80 円/kWh

※特別高圧のお客さまは対象外

5 値引き方法

（低圧）毎月のご使用量に応じて、燃料費等調整額にて値引き額を反映

（高圧）毎月のご使用量に応じて、個別の項目（「政府の支援による値引き」）にて、電気料金から値引き

6 供給条件の変更と詳細内容

次ページ以降をご参照ください。

7 問い合わせ窓口

【株式会社 NTT ファシリティーズ kWhale お問い合わせ窓口】

TEL 0120-602-203 電話受付時間 9:00-17:00（土日祝日除く）

E-mail nttf-info@nttf-em.jp

【電気・ガス料金負担軽減支援事業（経済産業省 資源エネルギー庁ホームページ）】

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

【電気・ガス料金負担軽減支援事業 事務局 需要家向け窓口】

TEL 0120-013-305 電話受付時間 9:00-17:00（土日祝日除く）

【低圧のお客さまの供給条件】

電力供給約款（低圧）を以下のように変更いたします。

1 適用期間

2026年2月分（2026年2月燃料費等調整単価適用分）から2026年4月分（2026年4月燃料費等調整単価適用分）までといたします。

2 燃料費等調整単価

(1) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、電力供給約款（低圧）附則1（燃料費調整）(1)口によって算定された値といたします。

(2) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、電力供給約款（低圧）附則4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)口によって算定された値といたします。

(3) 燃料費等調整単価

・燃料費等調整単価 = 燃料費調整単価 + 離島ユニバーサルサービス調整単価 × 1 - 特別措置単価

※1（対象エリア）北海道、東北、中国、九州

・特別措置単価

電圧	適用期間	特別措置単価（10%税込）
低圧	2026年2月分、3月分	4.50円/kWh
	2026年4月分	1.50円/kWh

3 料金

上記1（適用期間）における、電力供給約款（低圧）に定める電力量料金は、電力供給約款（低圧）に定める燃料費等調整額によらず、その1月の使用電力量に2（燃料費等調整単価）に定める燃料費等調整単価（3）によって算定される燃料費等調整額を加えるものといたします。

ただし、最低料金の定めがある場合の燃料費等調整額については、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費等調整単価とします。

4 適用期間の燃料費等調整単価

適用期間における燃料費等調整単価は、小売電気事業者（エネット）のホームページ

（<https://www.ennet.co.jp/price/>）にてご確認ください。

以上

【高圧のお客さまの供給条件】

電力供給約款（高圧）を以下のように変更いたします。

1 適用期間

2026年2月分（2026年2月燃料費等調整単価適用分）から2026年4月分（2026年4月燃料費等調整単価適用分）までといたします。

2 政府支援による特別措置単価

政府支援による特別措置単価は、以下のとおりとします。

電圧	適用期間	政府支援による特別措置単価（10%税込）
高圧	2026年2月分、3月分	2.30円/kWh
	2026年4月分	0.80円/kWh

※特別高圧は特別措置単価の適用はありません。

3 政府支援による特別値引の対象となる使用電力量

政府支援による特別値引の対象となる使用電力量は、その「1月」の常時供給電力、予備電力及び自家発補給電力の使用電力量の合計電力量とします。

4 政府支援による特別値引

政府支援による特別値引は、上記3（政府支援による特別値引の対象となる使用電力量）に定めるその「1月」の使用電力量に、上記2に定める政府支援による特別措置単価を乗じて算定します。

5 電気料金

1（適用期間）に定める適用期間における電気料金は、電力供給約款第12条（料金の算定）の規定により算定した合計金額から、上記4（政府支援による特別値引）に定める政府支援による特別値引を差し引いた金額とします。

以上